

## 浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2019年12月18日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)

(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

今後、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

### 主な変更内容

#### 組織再編に伴う変更

2020年4月1日付けで実施する分社化に伴う組織再編を保安規定に反映します。

具体的には、原子力の保安に関する「資材の調達先の評価・選定に関する業務」をおこなっていた現行の「ビジネスソリューション・広報センター」が再編され、同業務が「調達センター」に引き継がれることになったため、これに伴う関連条文を変更します。

- 注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい  
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を  
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ  
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子  
力規制委員会の認可を受ける規定です。

以上